

これまでの経過

●これまでの経過

第1回復興まちづくりの会(平成23年9月8日重茂里地区)

第1回意向調査(平成23年10月17日重茂里地区)

復興まちづくり計画にかかる意見交換
(平成23年10月14日重茂里地区)

第2回意向調査(平成24年2月2日重茂里地区)

第2回復興まちづくりの会(平成24年3月22日)



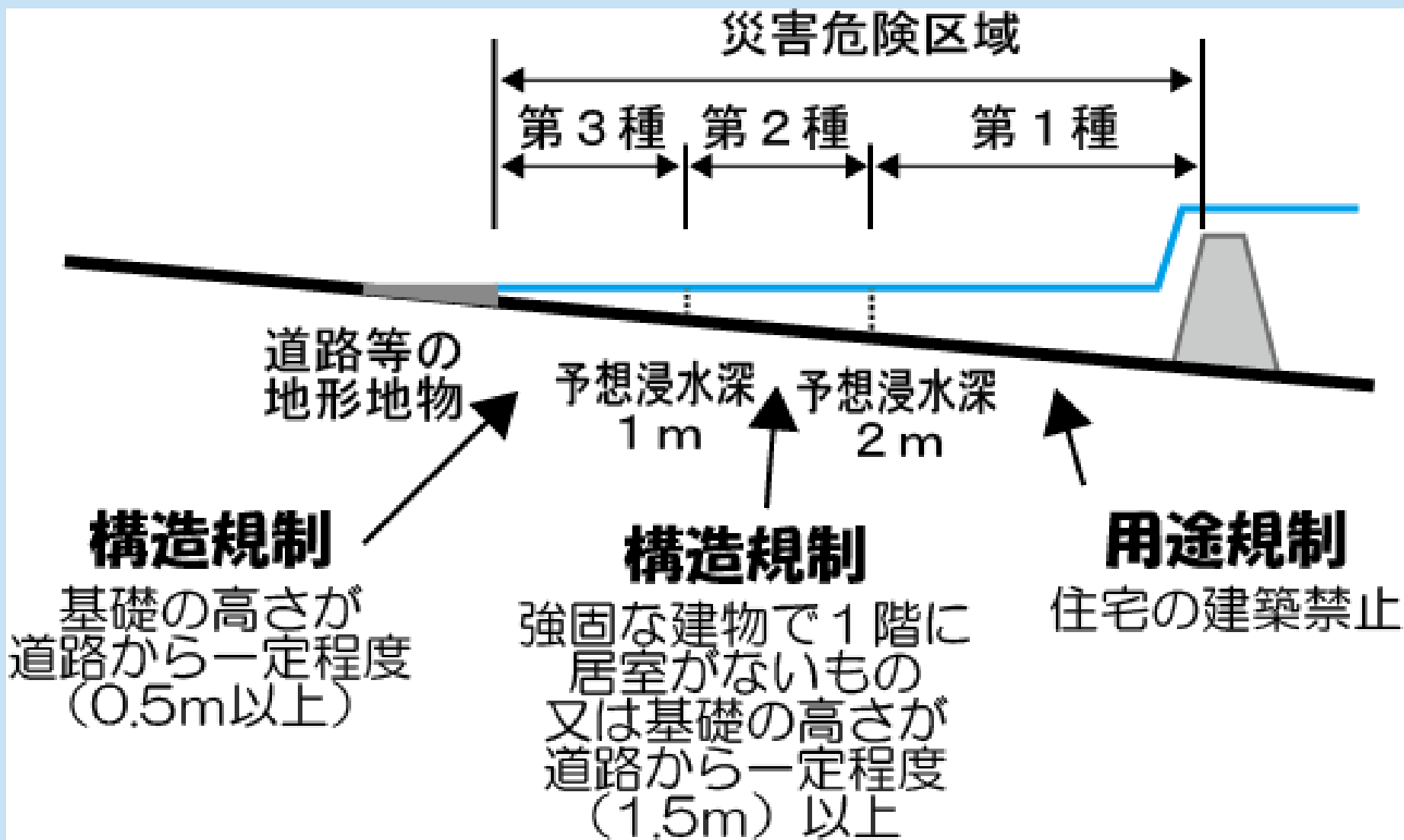
高台移転:	11名
現地嵩上げ:	2名
公営住宅:	8名

●重茂里地区 地区復興まちづくり計画 (平成24年3月策定)

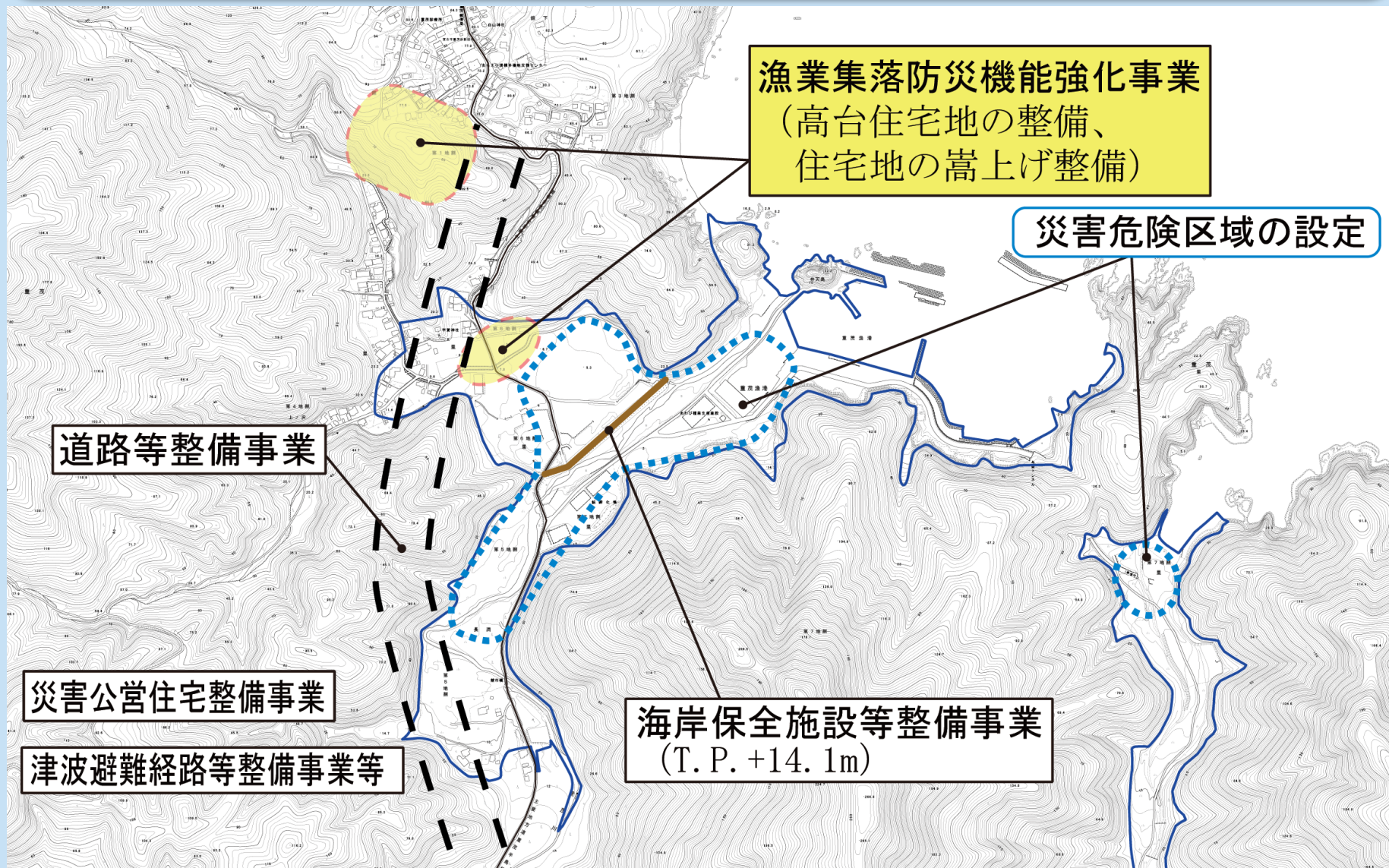
復興まちづくり方針

- ①被災した方を対象に、**高台への移転を進めます。**
- ②低地部での再建を希望される方に対しては**盛土による嵩上げ住宅地を整備します。**
- ③被災者の住宅を確保するため、**災害公営住宅を整備**
- ④**防潮堤を整備** (T.P.+14.1m)
- ⑤津波災害時に浸水しない**県道の整備を要望**
- ⑥避難路、避難所等は、都市防災総合推進事業計画 (H24作成予定) に基づき整備
- ⑦被災した従前地については、今回の津波が来た場合の予想浸水深が1m以上の区域と1m未満であっても、1m以上の区域に接する区域については、基本的に**災害危険区域の指定**をおこないます。

●災害危険区域における建築制限について



●重茂里地区 地区復興まちづくり計画 (平成24年3月策定)



●漁業集落防災機能強化事業について

土地の取り扱いと住宅建設

【従前地】

- ・ 原則、従前地の買い上げはしない。ただし共同の水産加工施設等の公共性の高い土地利用が見込まれる場合は買い上げが可能

●漁業集落防災機能強化事業について

土地の取り扱いと住宅建設

【移転先】

- ・住宅用地は分譲または賃貸
- ・分譲は適正な鑑定評価に基づき市から購入
- ・高台移転地での造成面積が確保できれば従前地と同規模の面積を確保する事も可能

【住宅】

- ・権利者自らが建設

